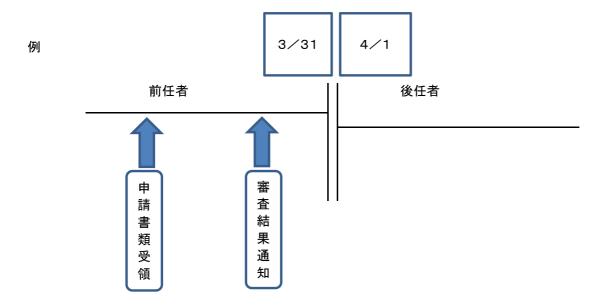
研究責任者の変更手続きについて

〇パターン1(前任者在職中に後任者の審査結果通知書が発出される場合)の対応

原則後任者が施設内にいる場合等は異動日前日の3営業日前までに必着するよう中央倫理審査委員会事務局へ申請書類送付すること(ただし、中央倫理審査委員会事務局が別途定める場合にはそれによる)



〇パターン2(前任者在職中に後任者の審査結果通知書が発出されない場合)の対応

後任者が施設外にいる場合等は後任者が決定次第申請書類を速やかに(概ね1週間以内)提出すること。

※なお、前任者が異動した後、後任者の審査結果通知が発出され、施設長による研究の許可がされるまでの 研究責任者不在の期間は施設長が該当研究について責任を負うものとする。

(独立行政法人国立病院機構臨床研究中央倫理審査委員会に係る臨床研究等の実施に関する手順書第5条第1項第1号)

